

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年4月4日（令和7年（行情）諮問第416号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第682号）

事件名：特定法人が提出した一般事業主行動計画等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月19日付大開第6－76号により大阪労働局長（以下「大阪労働局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部について、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- （1）令和6年11月19日付大開第6－76号の行政文書開示決定通知書によって部分開示決定（原処分）が通知された行政文書のうち一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所以外の記載事項についての開示を求める。具体的には、一般事業主行動計画の目標や取り組み内容、けいかく内容などその他すべての記載事項を開示するよう求める。
- （2）本件一般事業主行動計画に関する情報は、これが公にされることにより本件各事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があると客観的に判断することはできない。そのため、これを開示しないという厚生労働大臣の判断は、その裁量権の範囲を著しく逸脱している
- （3）以下では、過去の一般事業主行動計画が公表され、各事業者の競争上の地位その他正当な利益が害されていない実例を示す。「国立国会図書館・インターネット資料収集保存事業」では、公示機関が終了した後もなお、一般事業者行動計画のアーカイブを蓄積している。これらはすべて、公示機関が終了した後もなお、検索し、アクセスすることが可能である。

それゆえ、厚生労働大臣の今回の判断は国会図書館の判断と不整合であり、その裁量権の範囲を著しく逸脱していると言わざるを得ない。

国会図書館のアーカイブURLの例を示す。（略）

「国立国会図書館・インターネット資料収集保存事業」（URLは略）の検索結果によると、同様のWEBページは5,208件ある。同検索サービスでURLに条件を付けて検索すると、5,208件の検索結果を得られる。この5,208件の情報開示と厚生労働大臣の今回の判断は不整合であり、裁量権の逸脱であると言わざるを得ない。

- (4) また、言うまでもないが、一般事業主行動計画は国民に対してかつて公開されていた情報であり、過去の一般事業主行動計画は、当該事業主が計画通りに男女の格差縮小に取り組んだかを判断するのに重要な判断材料である。その情報を保持しながら公開しないことは、厚生労働大臣の権限を著しく逸脱し、国民の知る権利を著しく侵害している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年10月24日付けで、大阪労働局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書の開示請求をした。
- (2) これに対して、処分庁が令和6年11月19日付け大開第6-76号により別紙の2に掲げる文書を本件対象文書として一部開示決定（原処分）をしたところ、原処分を不服として、同年12月18日付け（同月20日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

審査請求人は、別紙の1に掲げる文書の請求をしたところ、処分庁において、特定した文書は以下の2点である。

ア 平成28年特定月日提出 一般事業主行動計画策定・変更届及び一般事業主行動計画

一般事業主行動計画策定・変更届（以下「計画策定・変更届」という。）は、事業主が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定又は変更した際に、事業主の住所を管轄する都道府県労働局長に提出する書類である。なお、計画策定・変更届の提出にあたり行動計画の添付までは求めないものであるが、行動計画を添付した事業主については、計画策定・変更

届の記載の一部を省略することも差し支えないこととされている。

計画策定・変更届は、①届出年月日、②一般事業主の氏名又は名称、③（法人の場合）代表者の氏名及び印（令和２年１２月２５日に押印欄削除）、④住所、⑤電話番号、⑥行動計画の担当部局名及び担当者の氏名、⑦前文、⑧常時雇用する労働者の数、⑨行動計画の策定・変更年月日、⑩変更した場合の変更内容、⑪行動計画の計画期間、⑫行動計画の労働者への周知方法、⑬行動計画の外部への公表方法、⑭女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法、⑮行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況、達成しようとする目標及び取組の内容の概況（記載項目：⑯行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容、⑰女性の活躍推進に関する取組の内容の概況）で構成されている。

平成２８年特定月日提出計画策定・変更届（以下「平成２８年提出計画策定・変更届」という。）は、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日を行動計画期間とする行動計画（以下「平成２８年行動計画」という。）を策定した旨を届け出たものである。また、平成２８年行動計画が添付されている。

イ 令和３年特定月日提出 一般事業主行動計画策定・変更届及び一般事業主行動計画

令和３年３月１６日提出計画策定・変更届（以下「令和３年提出計画策定・変更届」という。）は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日を行動計画期間とする行動計画（以下「令和３年行動計画」という。）を策定した旨を届け出たものである。また、令和３年行動計画が添付されている。

（２）原処分に係る不開示部分について

原処分においては、以下の一部又は全てを不開示としている。

ア 平成２８年提出計画策定・変更届

①届出年月日、③（法人の場合）代表者の氏名及び印、⑤電話番号、⑥行動計画の担当部局名及び担当者の氏名、⑦前文、⑧常時雇用する労働者の数、⑨行動計画の策定・変更年月日、⑩変更した場合の変更内容、⑪行動計画の計画期間、⑫行動計画の労働者への周知方法、⑬行動計画の外部への公表方法、⑭女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法、⑮行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況、達成しようとする目標及び取組の内容の概況欄のうち⑯行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容、⑰女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

イ 平成28年行動計画

全て

ウ 令和3年提出計画策定・変更届

①届出年月日、③（法人の場合）代表者の氏名及び印、⑤電話番号、⑥行動計画の担当部局名及び担当者の氏名、⑦前文、⑧常時雇用する労働者の数、⑨行動計画の策定・変更年月日、⑩変更した場合の変更内容、⑪行動計画の計画期間、⑫行動計画の労働者への周知方法、⑬行動計画の外部への公表方法、⑭女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法、⑮行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況、達成しようとする目標及び取組の内容の概況欄のうち⑯行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容、⑰女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

エ 令和3年行動計画

全て

（3）不開示情報該当性について（法5条2号イ該当性について）

平成28年提出計画策定・変更届及び令和3年提出計画策定・変更届の原処分で不開示とした部分については、労働者の男女別人数や行動計画策定に係る当該法入内の行動計画策定にあたっての内部手続や当該法人担当者の個人名が記載されており、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（4）新たに開示する部分

原処分にて不開示とした情報のうち、平成28年行動計画は、平成28年提出計画策定・変更届の⑩行動計画の外部への公表方法より過去「女性活躍・両立支援総合サイト」にて公開されていたものと推察できるため、新たに開示することとする。令和3年行動計画は、現在、女性活躍推進法に基づく行動計画と自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトである「女性の活躍推進企業データベース」上で公開されているものであるため、新たに開示することとする。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、上記3（4）で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年4月4日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

- | | |
|--------------------|---------------|
| ③ 同月 2 1 日 | 審議 |
| ④ 令和 8 年 3 月 3 0 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年 1 0 月 1 5 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の 2 に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その一部を法 5 条 2 号に該当するとして不開示とする処分（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所以外の不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たって別紙の 2（イ）及び（エ）に掲げる部分を開示するが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁が開示決定通知書において説明する「法 5 条 2 号」は、理由説明書（上記第 3 の 3（3））の説明内容から、正確には「法 5 条 2 号イ」のことであると解されるので、以下、「法 5 条 2 号イ」と記載する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- （1）本件対象文書は、別紙の 2（ア）ないし（エ）に掲げるとおり、審査請求人が指定する法人番号を有する一般事業主（特定法人）が策定した平成 2 8 年行動計画及び令和 3 年行動計画並びに各行動計画を策定又は変更した旨を一般事業主（特定法人）の住所を管轄する都道府県労働局長に提出した 2 件の計画策定・変更届（平成 2 8 年提出計画策定・変更届及び令和 3 年提出計画策定・変更届）である。

このうち、諮問庁は、諮問に当たって平成 2 8 年行動計画及び令和 3 年行動計画を開示する旨説明するので、本件不開示維持部分は、2 件の計画策定・変更届（別紙の 2（ア）及び（ウ））の不開示部分となる。

- （2）計画策定・変更届の不開示部分の不開示を維持すべき理由について、諮問庁は、理由説明書（上記第 3 の 3（3））のとおり説明するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して更なる説明（補足説明）を求めさせたところ、おおむね、以下のとおりである。

ア 計画策定・変更届に押印された代表取締役の印影については、事業主の名称が記載されているため、そもそも、審査請求の対象外であると考えても、問題ないものとする。

イ 平成 2 8 年提出計画策定・変更届の届出年月日については、これを開示すると、一般事業主（特定法人）の法令遵守状況や人事・労務関係業務の内部スケジュールが漏えいするおそれがある。

ウ 平成 2 8 年提出計画策定・変更届における「行動計画の策定・変更

年月日」と、実際の平成２８年行動計画に記載されている「作成日」が一致していない。この理由について、現時点で正確な理由は不明である。提出した一般事業主（特定法人）の単なる誤記の可能性が高いと考えられるが、計画策定・変更届の「行動計画の策定・変更年月日」は、役員会等で承認された日付等が記載されることも多く、公表された行動計画本体に記載された作成日と一致しないケースも少なくない。仮に一般事業主（特定法人）にその理由を照会したとしても、平成２８年当時の事案であるため、当該法人でも事実確認できない可能性がある。

エ 計画策定・変更届における「行動計画の労働者への周知方法」を開示すると、特定法人の人事・労務に関する運用実態が漏えいするおそれがある。

（３）以下、検討する。

ア 開示すべき部分

下記の各項目に記載された情報（不開示部分）は、各項目に記載の事情から、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法５条２号イに該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

（ア）計画策定・変更届の届出年月日（別紙の３①）

原処分で大阪労働局の受付日（受付印）が開示されており、受付日に近接する日が届出年月日であることが推認できる。さらに、理由説明書において、令和３年３月１６日提出の記載があることから、少なくとも令和３年提出行動計画策定・変更届の「届出年月日」は開示することが可能である。

一方、理由説明書において、平成２８年提出行動計画策定・変更届は特定年月日提出とされており、具体の日付が記載されておらず、諮問庁も上記（２）イのとおり開示した場合の支障について説明するが、諮問庁の上記（２）イの説明には具体性が欠けている。また、本件において、同じ特定法人の計画策定・変更届の「届出年月日」について、令和３年の「届出年月日」は開示するが平成２８年のそれは不開示とすべき特段の事情の存在は認め難い。

（イ）前文（別紙の３⑦）

計画策定・変更届前文にある計画の策定・変更の別は、様式にすぎず、加えて、特定法人は、当該策定・変更の別について記載していない。

（ウ）「行動計画を（策定・変更）した日」及び「策定・変更年月日」並びに令和３年提出計画策定・変更届の「行動計画を（策定・変更）」

した日」の直下の行に手書きで記載された部分（別紙の３⑨）

原処分では、平成２８年と令和３年の２回の計画策定・変更届のみ特定されていることからすると、変更届が存在しないことは明らかであり、策定・変更のうちどちらが○で囲まれているのかは、容易に推認できる。

また、令和３年提出計画策定・変更届の「行動計画を（策定・変更）した日」の直下の行に手書きで記載された部分は、策定・変更に至る形式的な理由を記載し、それを見え消ししたものにすぎない。

次に、行動計画を策定した具体的な日付については、令和３年行動計画の策定日は、諮問庁が新たに開示する令和３年行動計画に記載された日付と同じ日である。他方、平成２８年行動計画の策定日と諮問庁が新たに開示する平成２８年行動計画の作成日は異なるが、諮問庁の上記（２）ウの説明からは、開示した場合に特段の支障が生じる事情はうかがえない。

（エ）変更した場合の変更内容（別紙の３⑩）

上記（ウ）のとおり、策定・変更のうちどちらが○で囲まれているのかは、容易に推認できるため、変更した場合の変更内容についても、開示した場合に特段の支障が生じるとは認められない。

（オ）行動計画の計画期間（別紙の３⑪）

理由説明書（上記第３の３（１）ア及びイ）において、行動計画の計画期間の内容は既に説明されている。

（カ）行動計画の労働者への周知方法（別紙の３⑫）

諮問庁は、上記（２）エのとおり、当該部分を開示すると、特定法人の人事・労務に関する運用実態が漏洩するおそれがある旨説明する。しかしながら、労働者への周知方法についての記載は一般的なものとどまっており、当該法人の人事・労務の運用に関する個別具体的な実情が明らかになるものでもない。

（キ）行動計画の外部への公表方法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法（別紙の３⑬及び⑭）

理由説明書（上記第３の３（４））の記載から推認できる内容である。

（ク）その他（別紙の３⑯）

令和３年提出計画策定・変更届の⑯達成しようとする目標及び取組の内容の概況（行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容）の直上の行に、手書きの記載（不開示部分）が認められる。

これについては、諮問庁が令和３年行動計画を新たに開示するとしていることから、不開示とする理由は失われていると考えられる。

イ 不開示とすべき部分

下記の各項目に記載された情報（不開示部分）は、各項目に記載の事情から、これを公にすると、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

(ア) 電話番号（別紙の3⑤）

特定法人の名称は開示されているので、当該法人のウェブサイトを確認したが、当該電話番号は掲載されていない。当該部分を公にすると、いたずらや偽計等により、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 行動計画の担当部局名及び担当者の氏名（別紙の3⑥）

特定法人の内部情報であり、広く公にしている事情は認められないところ、既に特定法人の名称は開示されているので、これを公にすると、本件を含め、行動計画や計画策定・変更届について、種々の問合せ等を受け、当該法人の業務に影響が生ずるおそれがある。

(ウ) 常時雇用する労働者の数（別紙の3⑧）

特定法人の経営資源の規模を示す内部管理情報であり、広く公にしている事情は認められないため、これを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、当該法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

(エ) 行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況、達成しようとする目標及び取組の内容の概況（行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容）並びに達成しようとする目標及び取組の内容の概況（女性の活躍推進に関する取組の内容の概況）（別紙の3⑮ないし⑰）

これらは、特定法人の人事管理に関する内部情報であり、公にすると、人材確保等の面において当該法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分以外の部分については、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求書の内容

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、特定法人（法人番号特定番号）が提出し受領した過去全て（平成28年度及び令和3年度）の一般事業主行動計画

2 特定した本件対象文書

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、特定法人（法人番号特定番号）が提出し受領した過去全て（平成28年度及び令和3年度）の一般事業主行動計画

【※】具体的な本件対象文書は、以下のとおりである。

- （ア）平成28年特定日提出の一般事業主行動計画策定・変更届（計画策定・変更届）
- （イ）平成28年行動計画
- （ウ）令和3年特定日提出の一般事業主行動計画策定・変更届（計画策定・変更届）
- （エ）令和3年行動計画

3 本件対象文書の不開示部分のうち、審査請求人が開示を求める部分

諮問庁は、諮問に当たって上記2（イ）及び（エ）の文書を開示する旨説明するので、審査請求人が開示を求める部分は、平成28年及び令和3年の計画策定・変更届の下記不開示部分のうち、①及び⑤ないし⑮である。

- ① 計画策定・変更届の届出年月日
- ② 一般事業主の氏名又は名称
- ③ （法人の場合）代表者の氏名及び印（令和2年12月25日に押印欄削除）
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 行動計画の担当部局名及び担当者の氏名
- ⑦ 前文
- ⑧ 常時雇用する労働者の数
- ⑨ 「行動計画を（策定・変更）した日」及び「策定・変更年月日」並びに令和3年提出計画策定・変更届の「行動計画を（策定・変更）した日」の直下の手書きの記載
- ⑩ 変更した場合の変更内容
- ⑪ 行動計画の計画期間
- ⑫ 行動計画の労働者への周知方法

- ⑬ 行動計画の外部への公表方法
- ⑭ 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法
- ⑮ 行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
- ⑯ 達成しようとする目標及び取組の内容の概況（行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容）
- ⑰ 達成しようとする目標及び取組の内容の概況（女性の活躍推進に関する取組の内容の概況）
- ⑱ その他：令和３年の計画策定・変更届の⑯達成しようとする目標及び取組の内容の概況（行動計画に定めた達成しようとする目標の分類及び内容）の直上の手書きの記載

４ 開示すべき部分（上記３の不開示部分（①及び⑤ないし⑱）のうち、下記の部分）

- ①、⑦、⑨ないし⑭及び⑱